



産 政 第 5 4 号  
令和2年5月15日

新潟県内各商工会議所会頭 様  
新潟県商工会連合会長 様  
新潟県中小企業団体中央会長 様

新潟県産業労働部長

**新型コロナウイルス感染症拡大防止のための  
緊急事態措置の解除について（依頼）**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について、県では、本日、休業要請等の緊急事態措置を解除しました。

これに伴い、事業者の皆様には、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、換気や消毒など感染防止策を最大限講じていただくとともに、時差出勤やテレワークなど、人との接触を低減する新しい働き方を進めていただきますようお願いしたところです。

つきましては、このような趣旨を御理解いただき、改めて、貴会の会員の皆様への周知等について、御協力をお願いします。

**【参考】**

- ・「新型コロナウイルス感染症に関する県民の皆様へのお願い（令和2年5月15日付け）」（別紙1）

|  |
|--|
| 新潟県産業労働部産業政策課 新井<br>電 話：025-280-5231<br>F A X：025-285-3783 |
|--|